

勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次の通り定め、これに基づいて販売活動を行います。

1 各種の法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するために、社内の管理体制を整備するとともに、研修に取り組みます。
- お客さまに関する情報は、適切な管理・取扱いを行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得防止に努めます。

2 お客さまのご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます。

- お客さまのご意向を把握するとともに、商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況、購入の目的などを総合的に勘案して、お客さまのご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう、保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。
- 保険商品やサービス等のご説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売形態に応じ、お客さまにわかりやすい説明となるよう工夫します。また、ご高齢のお客さまには、より丁寧にご説明するなどご理解いただきやすいものとなるように努めます。
- 保険商品販売やサービス提供等に際しては、時間帯や場所、方法等に十分配慮します。

3 お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。

- お客さまからの問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- 保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求についてわかりやすく丁寧にご案内し、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努めます。
- お客さまからいただく様々な声を収集し、商品の開発やサービスのご提供、保険商品の販売に活かしてまいります。
- 個人・中小企業・大企業それぞれのセグメントのお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防するための『アクティブケア（一歩先の心遣い）』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。

保 険 商 品 販 売 方 針

当社は、AIG 損害保険株式会社の損害保険商品に加えて、大同生命保険株式会社の代理店として生命保険商品を販売しています。お客様への保険商品の募集に際して、当社では募集人の出身保険会社に応じて、以下の方針に沿ってお勧めの保険会社を定めています。

保種類別推奨方針

保険種類	推奨する保険会社と主な理由
第一分野	大同生命保険株式会社の商品を推奨します。
第二分野	AIG 損害保険株式会社の商品を推奨します。
第三分野	AIG 損害保険株式会社の商品を推奨します。 [取扱件数が多く、事務等にも習熟しているため]

※お客さまのご意向等を踏まえて上記以外の保険商品が適していると判断した場合には、取扱保険会社の範囲内でご説明・ご提案させていただきます。

[用語の用説明]

第一分野 生命保険をいいます

第二分野 損害保険（自動車保険・火災保険・賠償保険等）をいいます

第三分野 その他の保険（医療保険・介護保険・傷害保険等）をいいます

権 限 の 明 示

（１）損害保険について

当社の損害保険募集人は、お客さまと保険会社の損害保険契約締結の代理権を有しています。当社が取扱っている保険商品の中には、損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。

（２）生命保険について

当社の生命保険募集人は、お客さまと保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありませんので、お客さまの保険契約申込に対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当社に告知受領権はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。従って生命保険募集人に口頭でお伝えいただいても告知したことにはなりませんので、告知は、書面へのご記入をもって行います。